

長崎大学附属図書館所蔵「幕末・明治期日本古写真コレクション」利用要項

- 1 「幕末・明治期日本古写真コレクション」の利用は「長崎大学附属図書館貴重図書に関する規程」による他、本利用要項の定めるところによる。
- 2 閲覧できる写真は、原則として複製写真とする。但し、複製写真がない場合は、オリジナルの古写真を閲覧できる。
- 3 古写真の撮影等が出来る場合は、以下のとおりとする。（撮影等とは：フィルムまたはデジタル撮影及びこれから再生した焼き付け写真、引伸ばし写真、パネル等を言う）
 - (1) 研究・教育のために利用する場合
 - (2) 公的機関が公の広報を目的として利用しようとする場合
 - (3) 教育・研究のために図書・雑誌に掲載する場合
 - (4) その他、図書館長が適当と認めた場合
- 4 古写真の撮影等を希望する場合は、「貴重図書利用許可願」（様式）を提出し、撮影等を希望する古写真の明細を添付するものとする。
- 5 撮影等に要する費用は申込者が負担するものとする。
- 6 撮影等は附属図書館が指定する業者によるものとする。
- 7 資料の閲覧、複写または撮影にあたっては、館員の指示に従うこと。
- 8 撮影したフィルム（ポジ、ネガ）またはデジタル撮影のデータは本学に寄贈するものとする。
- 9 資料の掲載にあたっては、企画、編集案を事前に報告するものとし、当該刊行物を 1 部寄贈するものとする。
- 10 複製物はその目的以外に使用してはならない。（複製物とは、撮影したフィルムまたはデジタル撮影のデータ及びこれから再生した物を言う）。また、複製物はその目的以外に使用を希望する場合、その使用目的を明らかにし、改めて図書館長の許可を得るものとする。
- 11 写真を展示あるいは印刷物に掲載する場合は、「長崎大学附属図書館所蔵」を明示するものとする。また、古写真画像を加工してはならない（文字の挿入や戯画化等）。
- 12 利用者の責に帰する理由により資料を毀損した場合は、当該資料を賠償しなければならない。
- 13 館長（分館長）は、利用者が許可条件に反した場合は、許可を取り消すことができる。
- 14 掲載料は、「長崎大学附属図書館掲載料徴収規程（第5条）」により算定した料金を附属図書館が指定する方法により納付すること。